

令和2年6月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	7
福祉生活病院常任委員会	1 3
農林水産商工常任委員会	1 7

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 2年 - 14 (2.4.20)	教 育	県下の状況によっては上位大会が中止の場合であっても部活動のある各競技の県大会実施について	米子市 個人	
総 2年 - 15 (2.5.14)	教 育	各地区中学校総合体育大会を7月に実施する方針について	米子市 個人	
総 2年 - 16 (2.5.18)	教 育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について	鳥取県高等学校教職員組合 外	
総 2年 - 18 (2.5.28)	総 務	検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 2年 - 19 (2.6.8)	福祉保健	コロナ禍の中、都道府県化した国民健康保険制度に県の一般財源から補助を行い、市町村が徴収する国保税(料)を引き下げるについて	鳥取県社会保障推進協議会	
福 2年 - 20 (2.6.9)	福祉保健	新型コロナウイルス感染症の影響で経営危機に直面する医療機関・介護事業所への緊急支援について	鳥取県民主医療機関連合会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 2年 - 17 (2.5.25)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について	鳥取県労働組合総連合	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-14 (2.4.20)	教 育	<p>県下の状況によっては上位大会が中止の場合であっても部活動のある各競技の県大会実施について</p> <p>▶陳情理由 提出者は、県下の中学校で部活動の外部指導者をしている者である。 オリンピックは延期できるが、中高生の1年1年は延期できない。 これまでその競技を続けてきた生徒たちの区切りの場となる大会を、たとえ県大会までであっても実施していただきたい。</p> <p>▶陳情事項 部活動のある各競技の鳥取県大会については、県下の状況によっては、中国大会や全国大会が中止であっても、無観客等の措置により実施すること。</p>	個人 (米子市)	
2年-15 (2.5.14)	教 育	<p>各地区中学校総合体育大会を7月に実施する方針について</p> <p>▶陳情理由 提出者は、県下の中学校で部活動の外部指導者をしている者である。 5月12日現在、休日の部活動は無く放課後に限られており、各部が曜日を分散し週2回、活動をしている。 この放課後の部活動の時間では、試合形式の練習をすることが難しく、即席で大会に臨むこととなり、競技への心残りは消化されないのではないかと。 練習が不足し体力が培われていない中での真夏の実施に</p>	個人 (米子市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>も不安がある。</p> <p>また、これを実施できていない他の都道府県への配慮として、「総合体育大会」とはうたわない方が良く考える。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>1 本県の各地区中学校総合体育大会を7月に実施する方針については、休日の部活動再開から1ヶ月は先が望ましく、これにかかわらず9月以降とすること。</p> <p>2 本県の各地区中学校総合体育大会について、今年の大会名称を再考すること。</p>		
2年-16 (2.5.18)	教 育	<p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われた。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。</p> <p>学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差</p>	鳥取県高等学校教職員組合	鳥取県教職員組合

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第99条の規定に基づき、鳥取県議会から国の関係機関に対し、2021年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。 		
<p>2年－18 (2.5.28)</p>	<p>総務</p>	<p>検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京高等検察庁検事長の黒川弘務氏は、2020年2月8日、定年の63歳で退官の予定だったが、直前の1月31日、その定年を8月7日まで延長する閣議決定が行われた。その後、いわゆる賭けマージャンについての報道を受け、当人は法務大臣や内閣総理大臣に辞意を表明するに至ったが、そもそもこの閣議決定は、重要な問題をはらんでいる。 <p>検察庁法によれば、検察官の定年は検事総長が65歳、その他の検察官は63歳とされており（同法第22条）、定年延長を可能とする規定はない。したがって、本来、検察官の定年延長には検察庁法を改正するほかない。しかし</p>	<p>個人 (倉吉市)</p>	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>内閣は、同法改正の手続を経ずに、閣議決定のみで、黒川氏の定年延長を決定した。</p> <p>この閣議決定による黒川氏の定年延長は、検察庁法に基づかないものであり、上位法は下位法に優越するという、法律の原則に従えば無効であることは明らかである。なお、本件については、法の専門家集団たる日弁連や、全国都道府県弁護士会の会長が反対声明を出しており、このことから、この閣議決定の問題点は明白である。</p> <p>2 一般の国家公務員については、一定の要件の下に定年延長が認められている(国家公務員法第81条の3)。今回、法務省や内閣人事局は、検察官についてもこの定年延長規定が適用される旨の解釈変更を、「口頭決裁」なるもので行った(そもそも、公文書は、公文書管理法によって、その意思決定のプロセスを文書にして、合理的に跡付け、振り返ることができるようにしなければならないので、口頭決裁なる概念自体があり得ない)。その上で弁護士でもある法務大臣が閣議請議し、これを根拠に黒川氏の定年延長を閣議決定したものであるが、検察庁法は、国家公務員法を一般法とすれば、特別法の関係にある。</p> <p>法律の金科玉条として「特別法は一般法に優先する」ので、検察庁法に規定がないものについては国家公務員法が適用されるが、検察庁法に規定があるものについては同法が優先適用される。定年に関しては検察庁法に規定があるので、国家公務員法の定年は検察官には適用されないことは明白である。1981年4月28日、衆議院内閣委員会において、人事院事務総局の斧任用局長は、「検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されない」旨明言しており、これが公定の解釈として定着してきた。逐条国家公務員法(全訂版)という、国家公務員法制度の制度設計に携わった人が書いた本にもそのように記載がある。</p> <p>3 検察官は、起訴独占主義によって起訴する権利(公訴</p>		
--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>権)を独占し、起訴するか否かも、起訴便宜主義が貫かれる。検察官は、準司法作用を有し捜査権も有する。</p> <p>この捜査権は広く政財界にも及ぶが、定年延長するか否かを内閣が決める余地を残すと、定年延長されるか否かという検察官自身にとっての利害のために、公正な捜査権の行使にとって問題が生じることになりかねない。</p> <p>検察官は、ときに、国民を取り調べ、国民の権利を制約する、強大な権限を持っている。検察官の職務の特殊性や重大性から、国家公務員法とは別に、検察庁法という特別法を制定している。裁判官が心身の故障と定年によらなければ退官しないのと同様に、検察官は検察官適格審査会によらなければ、その意に反して罷免されない(検察庁法第23条)などの強い身分保障規定があり、検察官と一般の国家公務員を同視することはできない。</p> <p>なお、現行でも、検察官の暴走を防ぐための一定の抑止力として、法務大臣による指揮権の制度があり、社会正義の実現のために検察と行政権(法務大臣)とが、緊張関係のもとで、存在しているのである。</p> <p>2020年2月13日の衆議院本会議で、安倍総理大臣は「検察官にも国家公務員法の適用があると従来の解釈を変更することにした」と述べた。行政権の長が、国会の権能である法律改正を経ずに、勝手に法令変更を行ったに等しく、三権分立の破壊もはなはだしい。</p> <p>4 そうした中、4月16日、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げる国家公務員法改正案と、検察官の定年も63歳から65歳に引き上げる検察庁法改正案が、いわば抱き合わせの形で、衆議院本会議で審議入りした。次長検事や検事長は、63歳の職務定年に達しても、内閣が必要と認めれば1年以内の範囲で定年延長ができる点において、違法な閣議決定を糊塗し、追認するがごとき暴挙である。</p> <p>そして、閣議決定をしてまで定年延長した本人が何を</p>		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>したかといえ、刑法上も禁じられる賭博（賭けマージャン）を、それをとりしめるべき検察の東京高検管内のトップが、次期検事総長と目されていた人物が、行って辞職したのである。このような人物を、余人をもって代えがたいとしていた内閣の責任が問われる。</p> <p>以上のとおり、本閣議決定は、そもそも検察庁法立法時の制度趣旨に反し、これを国会の議決も経ずに内閣の一存で変更した点問題があるので、鳥取県議会から、地方自治法第99条によって、この撤回を求めていただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から内閣に対し、検察官の定年にも国家公務員法が適用される旨の令和2年1月31日閣議決定の撤回を求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－19 (2.6.8)	福祉保健	<p>コロナ禍の中、都道府県化した国民健康保険制度に県の一般財源から補助を行い、市町村が徴収する国保税（料）を引き下げるについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>日本では、すべての国民が公的な医療保険制度によって、命と健康が守られている。今回の新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を未然に防ごうと、医療保険制度が果たす役割の大きさが証明された。感染拡大の中で、限定的とはいえ、国保に傷病手当が作られたことは、協会けんぽと等しい機能が国保に付与されたことになり、加入者から大変喜ばれている。新型コロナウイルスの感染拡大を防ごうと、罹患者をいち早く見つけ、隔離することが重要だと言われている。この間、短期証の有効期限が長く設定されたことは、滞納者も躊躇なく医療機関を受診してほしいという意図からであった。</p> <p>しかし、国保は近年、国の負担割合の低下と、低所得者層の加入増加によって加入者世帯の負担が年々増額している。同じ所得、同じ家族構成でサラリーマン世帯と比較すると、負担率は倍にもなっている。そのため、年々滞納者が増え、資格証や短期保険証の発行が増加している。</p> <p>新型コロナウイルスによって、なべて国民の所得は低下している。こうした中、鳥取県内では、国保税（料）の値上げが多く、市町村で計画されている。県への賦課金を払うために、市町村では、単年度が黒字であっても、数年後の賦課金の支払いのために、値上げをしている市町村もある。いまださえ、高すぎて払えないと滞納者が増え続ける状況なのに、県民の暮らしが一層困難さを増すコロナ禍の中での国保の値上げは、命と健康を守る観点から到底見過</p>	鳥取県社会保障推進協議会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>すわけにはいかない。県は、国保の財政面でも、市町村を支え、県民の命と健康を支えるという視点で支援を一層強化してもらいたい。</p> <p>▶陳情事項 鳥取県は、一般財源からの繰り入れによって、市町村の国民健康保険を支え、保険料の引き下げを図ること。</p>		
2年－20 (2.6.9)	福祉保健	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で経営危機に直面する医療機関・介護事業所への緊急支援について</p> <p>▶陳情理由 新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、重症者や中等症の患者の治療を行う病院はもちろん、帰国者・接触者外来、発熱外来などにとりくむ医療機関、日常医療を支える病院・診療所や歯科診療所、介護事業所など、すべての関係施設が最前線で奮闘している。 現場の努力のかたわら、経営への大きな打撃の問題が浮上してきた。感染者の受け入れの有無に限らず、多くの病院で救急や外来、入院を制限してきた。さらに、通常検査や手術、健康診査等の制限、患者さんの受診自粛もあり、激しい患者減が起きている。前年と比べて外来患者数が2～3割減り、収入減のため資金ショートが起きかねない状況である。 私どもが加盟する全日本民主医療機関連合会（民医連）の医科法人の調査でも、上半期中に資金不足が危惧される法人が約半数、年内に危惧される法人は、4分の3にもものぼることが明らかになった。開業医を中心に構成される鳥取県保険医協会がこのほど実施した緊急アンケートでも医科・歯科とも患者の減少幅が大きく、経営に大きな打撃となっていることが報告されている。 医療福祉機構などによる緊急融資はあくまでも借入金で、</p>	鳥取県民主医療機関連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>将来への過大な返済負担となる。今般政府が示した4月診療分の減収への「前払い」も、実質は新たな借金にすぎず、今回の経営危機の打開策にならない。</p> <p>介護事業所の利用者減も事業収益減をもたらし、事業継続に深刻な困難が生じている。</p> <p>地域の医療機関が経営破綻すれば、感染の第2波・第3波は乗り越えられない。よって、以下の陳情を行う。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 鳥取県は、医療機関・介護事業所の経営実態を調査し、事業継続のための支援策を検討すること。2 鳥取県は、国に対して、医療機関・介護事業所の事業継続のために前年実績比の減収分の補填を行うための緊急支援を講じるよう要請すること。3 医療機関では、消費税が、医薬品、医療材料等に課税されているにもかかわらず、十分な対応が、診療報酬上なされていない。鳥取県は、医療機関に関わる消費税率をゼロとするよう国に求めること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-17 (2.5.25)	商工労働	<p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について</p> <p>▶陳情理由 厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ深刻な危機に直面している。 コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いている。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者である。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者である。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がある。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要である。 2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきた。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめた。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がった。 日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、鳥取県は790円で最低の15県の1県である。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難である。しかも、地域間格差が時間額で223円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と</p>	鳥取県労働組合総連合	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

	<p>地域経済の疲弊を招いている。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策である。</p> <p>全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要である。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要である。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしている。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、次のとおり陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第99条の規定に基づき、鳥取県議会から国の関係機関に対して、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <p>1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。</p>		
--	---	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		<p>2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。</p> <p>3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。</p>		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

